

兵庫県立阪神特別支援学校 教育実習申し込み要領（令和2年度）

（趣旨）

第1条 この要領は、兵庫県阪神特別支援学校の教育実習申し込みに必要な事項を定めるものとする。

（教育実習の目的）

第2条 特別支援学校教諭の免許状を取得しようとする者に対して、教育実習（以下実習という）の機会を提供し、教員に必要な基礎的知識・技術・態度・心構えを修得することを目的とする。

（対象者）

第3条 大学、短期大学及び教育養成機関（以下、大学等）に在籍し、特別支援学校教諭の免許状を取得しようとする者のうち、次のいずれかの条件を満たし、校長が許可した者とする。ただし、兵庫県の教員採用試験受験者を優先して受け入れる。

- （1） 兵庫県尼崎市、西宮市内の大学に在籍する者。
- （2） 兵庫県尼崎市に居住または帰省先を有し、上記以外の大学等に在籍する者
- （3） その他、本校での実習を特に希望する者のいずれかの条件を満たし、校長が許可した者。

※なお、同一大学からの受け入れ人数は2名程度とする。（第7条（2）を参照）

（実施期間と人数）

第4条 実習の時期と人数は、次のとおりとする。

前期（6月～7月の間の10日間）

後期（10月～11月の間の10日間） 年度で6名程度

（事前オリエンテーション）

第5条 実習の2～3週間前に実施する。

（実習の内容）

第6条 実習の内容は概ね次のとおりとする。

- （1） 特別支援学校の教育活動全般
- （2） 児童生徒の理解と支援、授業の観察と参加、教材研究の実際、授業の実際
- （3） 本校の行事等への参加と手伝い、環境整備等
- （4） その他、本校が教育実習中の体験として計画する内容

(申し込み)

第7条 実習の申し込み手続きは次のとおりとする。

(1) 個人で申し込む場合。

- ア 事前に電話連絡の上、大学の推薦書(任意様式)を添えて、**実習希望年度の前年**の5月1日から5月31日までに「教育実習申込書(様式1)」を本校に提出(郵送を希望する場合は事前連絡時に申し出ること)する。その際、実習期間に希望がある場合は申し出る。
- イ 6月下旬までに、実習受け入れの可否を連絡する。
- ウ 受け入れ可能な場合、7月以降随時大学を通して内諾(大学等の所定の様式で可)等の手続きを行う。
- エ 実習年度の4月に大学等を通しての正式依頼(大学等の所定の様式で可)により、実習を承諾する。実習期日もこのとき正式決定する。

(2) 大学等から一括して申し込む場合。

- ア 事前に電話連絡の上、**実習希望年度の前年**の5月1日から5月31日までに「教育実習申込書(任意様式)」に、「教育実習申込書(様式1)」を添えて、本校に提出(郵送を希望する場合は事前連絡時に申し出ること)する。その際、実習期間に希望がある場合は申し出る。なお、同一大学からの受け入れ人数は2名程度とするが、5月31日時点で、受け入れ人数に余裕がある場合は、別途協議する。
- イ 6月下旬までに、実習受け入れの可否を連絡する。
- ウ 受け入れ可能な場合、7月以降随時大学を通して内諾(大学等の所定の様式で可)等の手続きを行う。
- エ 実習年度の4月に大学等を通しての正式依頼(大学等の所定の様式で可)により、実習を承諾する。実習期日もこのとき正式決定する。

(注意事項)

- ・ 教育実習までに麻疹の抗体検査を受け、必要であれば予防接種を受けた旨の証明書(様式自由)を提出すること。(証明については検査結果のコピーまたは大学による証明でもよい)
- ・ 警報で学校が休校になった場合は、その都度協議する。
- ・ この要領は平成31年4月1日より施行し、令和2年度実施の教育実習より適用する。
- ・ 他校での実習になる場合があるので気を付けておくこと。